

瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用地球温暖化対策設備を設置する者に対し、予算の範囲内において瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、カーボンニュートラルの推進を図り、もって脱温暖化社会の実現に寄与することを目的とする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付対象となる住宅用地球温暖化対策設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象金額)

第3条 補助金の交付対象となる金額は、補助対象設備の購入及び設置に必要な工事（以下「設置等」という。）に要した費用とし、別表第1補助限度額の欄に掲げる金額を上限とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 次条第1項に規定する申請（以下「事前申請」という。）をする日において、前項に規定する住所地に自らが1年以上居住する住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものであって共同住宅でないものをいう。）に補助対象設備の設置をすること。
- (3) 補助対象設備の設置を別に定める期限内に完了すること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと及び同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(事前申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置を着手する前に瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付事前申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象設備の設置等に係る経費が明記された書類
- (3) 補助対象設備の設置を着手する前の現況写真

- (4) 補助対象設備の設置の場所を示す地図（断熱窓の場合は、改修位置が分かる図面）
- (5) 補助対象設備の製造者・型番・規格等が分かる書類
- (6) 住民票の写し
- (7) 市税の完納証明書
- (8) 口座振込依頼書
- (9) 委任状（補助金の交付に関する手続を第三者に委任する場合に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 事前申請は、補助対象設備ごとに1世帯につき1回に限り行うことができる。

3 事前申請の受付期間は、市長が別に定める。

（交付決定）

第6条 市長は、事前申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行い、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により当該事前申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、適当でないと認めたときは、その旨を瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該事前申請をした者に通知するものとする。

（交付決定者の選考等）

第7条 市長は、第5条第3項に規定する受付期間に行われた事前申請に係る交付決定に当たり、交付決定する補助金の総額が予算の範囲を超える場合は、抽選により決定通知書を交付する者（以下「交付決定者」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の抽選の結果、交付決定者とならなかった者について、抽選により順位を定め待機者として登録することができる。

3 市長は、前項の規定により登録された待機者（以下「待機者」という。）に対し、待機者であることその他必要な事項を通知するものとする。

4 市長は、次に掲げる事由により交付決定した補助金の総額が予算の範囲を下回った場合は、待機者を交付決定者とすることができる。この場合において、待機者の交付決定する補助金の総額が予算の範囲を超える場合は、第2項の規定により定められた順位により交付決定者を決定するものとする。

(1) 交付決定者が次条の規定により補助対象設備の設置の中止を申請し、市長がこれを承認したとき。

(2) 第10条の規定により確定した補助金の額が、交付決定した補助金の額を下回ったとき。

(3) 市長が第12条第1項の規定により交付決定を取り消したとき。

(設置の中止)

第8条 交付決定者は、交付を受けた決定通知書に係る補助対象設備の設置を中止する場合は、速やかに瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備設置中止申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備設置中止承認通知書(第5号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(設置の完了の報告)

第9条 交付決定者は、補助対象設備の設置が完了した日(定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システム及び電気自動車等充給電設備にあっては保証開始日、断熱窓にあっては改修に係る費用の領収日をいう。)から起算して60日以内の日又は決定通知書の交付を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日(当該日が瀬戸市の休日を定める条例(平成3年瀬戸市条例第16号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)である場合は、その直前の休日でない日とする。)までに、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備設置完了報告書(第6号様式。以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 補助対象設備の設置の概要書

(2) 設置等に要した経費が記載されている領収書及びその明細書

(3) 補助対象設備の種類ごとに別表第2に掲げる書類

2 交付決定者は、前項に規定する日までに完了報告書が提出できないことが判明した場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付額の確定)

第10条 市長は、完了報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書(第7号様式)により当該完了報告書の提出をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の通知書を受けた交付決定者は、速やかに瀬戸市住宅用地球温暖化対

策設備設置費補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、遅滞なくその内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書を提出した交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当していないことが判明したとき。
- (2) 第9条第2項に規定する市長の指示に従わないとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により決定通知書を受けたとき。

- 2 前項の規定による取消しは、瀬戸市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により行う。

- 3 市長は、第1項の規定により取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力要請）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて売電量、買電量等のデータの提供等、補助対象設備に係る市の事業についての協力を求めることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による協力の要請に応じるよう努めるものとする。

（管理）

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた補助対象設備について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

補助対象設備 の名称	補助対象設備の内容	補助対象設備の仕様 及び条件	補助限度額
定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	リチウムイオン蓄電池（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。 	50,000円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。 	50,000円
電気自動車等 充給電設備 (V2H)	電気自動車等充給電設備電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。 	40,000円
断熱窓	既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換（ガラス交換、カバー工	<ol style="list-style-type: none"> 1 1つ以上の居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時 	30,000円

	<p>法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）及び建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。))により断熱窓に改修するもの。</p>	<p>間が長い居室等）を改修すること。</p> <p>2 導入する窓は、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置、施工すること。</p> <p>3 改修後の熱貫流率が</p> <p>4. 65 W/m²K以下になること。</p> <p>4 未使用品であり、リース品でないこと。</p>	
--	--	---	--

別表第2（第9条関係）

補助対象設備の名称	添付書類
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>1 設置状況を示す写真（設置状態が分かる写真と製造番号が確認できる写真の2種）</p> <p>2 保証書の写し</p>
家庭用燃料電池システム	
電気自動車等充給電設備（V2H）	
断熱窓	<p>1 着工前及び着工後の状況の比較が可能な写真（改修箇所全てを写したもの）で図面と対照できるもの</p> <p>2 改修位置が明示された図面</p> <p>3 改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類</p>